

議案第 28 号

愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 29 条の 3 第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日をもって愛知県後期高齢者医療広域連合から幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を脱退させることとし、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 20 日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 23 年 3 月 3 日提出

大 口 町 長 森 進

（提案理由）

この案を提出するのは、平成 23 年 4 月 1 日に幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域が西尾市に編入されることに伴い、この規約の一部を変更することについて協議する必要があるからである。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第8条第2項中「13まで」の次に「（選挙区分9を除く。）」を加え、同条第5項中「選挙区分14」を「選挙区分9及び14」に改める。

別表第2の9の項中「、一色町、吉良町、幡豆町」を削る。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更新旧対照表

新	旧																								
<p>(議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 別表第2中選挙区分1から13まで(選挙区分9を除く。)の選挙区における選挙については、各選挙区内の各市町村議会において、その定数の3分の1以上の推薦があった者を候補者とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 別表第2中選挙区分9及び14の選挙区については、地方自治法第118条の例による。</p> <p>6 略</p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">選挙区分</th> <th style="text-align: center;">選挙区市町村</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～8</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">西尾市</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10～14</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区分	選挙区市町村	定数	1～8	(略)	(略)	9	西尾市	1	10～14	(略)	(略)	<p>(議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 別表第2中選挙区分1から13までの選挙区における選挙については、各選挙区内の各市町村議会において、その定数の3分の1以上の推薦があった者を候補者とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 別表第2中選挙区分14の選挙区については、地方自治法第118条の例による。</p> <p>6 略</p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">選挙区分</th> <th style="text-align: center;">選挙区市町村</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～8</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">西尾市、<u>一色町</u>、<u>吉良町</u>、<u>幡豆町</u></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10～14</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区分	選挙区市町村	定数	1～8	(略)	(略)	9	西尾市、 <u>一色町</u> 、 <u>吉良町</u> 、 <u>幡豆町</u>	1	10～14	(略)	(略)
選挙区分	選挙区市町村	定数																							
1～8	(略)	(略)																							
9	西尾市	1																							
10～14	(略)	(略)																							
選挙区分	選挙区市町村	定数																							
1～8	(略)	(略)																							
9	西尾市、 <u>一色町</u> 、 <u>吉良町</u> 、 <u>幡豆町</u>	1																							
10～14	(略)	(略)																							